とによるその他の土木費の増額があること。	
十三　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによるその他の教育費の増額があること。	第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。
十四　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる生活保護費の増額があること。	第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「生活保護費」と読み替えるものとする。
十五　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる社会福祉費の増額があること。	第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「社会福祉費」と読み替えるものとする。
十六　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる保健衛生費の増額があること。	第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「保健衛生費」と読み替えるものとする。

とによるその他の土木費の増額があること。	
十四　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによるその他の教育費の増額があること。	第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。
十五　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる生活保護費の増額があること。	第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「生活保護費」と読み替えるものとする。
十六　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる社会福祉費の増額があること。	第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「社会福祉費」と読み替えるものとする。
十七　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる保健衛生費の増額があること。	第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「保健衛生費」と読み替えるものとする。